

特殊索道
普通索道

中部スノーライアンス株式会社
高鷲スノーパーク
ダイナランド

索 道 事 業 運 送 約 款

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は第4条の規定により運送の引き受けを拒絶する場合を除いて、旅客の輸送を引受ける。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引受けを拒絶する。

1. 係員の指示に従わないとき。
2. 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
3. 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
4. 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるとき。
5. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
6. 当該索道に規定された滑走具以外を装着又は携行して乗車する場合。
7. 前各号に掲げる場合の外正当な事由のあるとき。
8. 小さな子供のための乗車で安全に支障があるとき。

(リフト券の販売)

第5条 当社は、リフト券をリフト券売り場において発売する。またリフト券の形態はデータカードとする。

(リフト券の効力)

第6条 リフト券は、記憶されたデータの条件により使用する場合に限り、その効力を有

する。

② 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、そのデータ上の運賃の額に関わらず通用期間内は有効とする。

③ 破損及び磁気等により記憶されたデータが判読困難となったリフト券、又は旅客その他のものが故意に改、変造したリフト券は無効とする。

(リフト券の提示等)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを乗車ゲートで確認、又はポイントを減算する。

(運賃及び適用方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効リフト券の無償交付等当社の責任による必要な継続運送の措置を行う。

(運賃の払戻)

第10条 天災及び当社の責により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払戻を行う。但し、風雪等により運転に危険が生じるおそれから一時的な運転中止の場合は、この限りでない。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が索道に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。当社は乗車に向けての移動中ならびに下車後の斜路での転倒においては、一切の責任を負わない。

(乗客の禁止行為)

第12条 乗客は次の行為を行ってはならない。

1. 飛降り
2. 滑走具及び搬器を揺すること。
3. 滑走具及び携行品等で索道施設を突くこと。
4. 横乗り等危険な姿勢で乗車すること。
5. 非常停止して運転が再開できないときは、救助方法について連絡するので、その指示

に従うこと。

6. 乗降時でない乗車中にセーフティーバーの上げ下ろしを行うこと。
7. その他安全輸送を妨げる行為をすること。
8. 乗車中に押しあったり、ふざけあったりすること。

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。

但し、次の各号の1に該当する場合はこの限りでない。

1. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
2. 事故が専ら当該旅客の故意又は過失(持病・自殺を含む)に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第14条 当社は旅客の輸送に関して生じた、滑走具その他の携帯品等の滅失又は棄損による損害については、これを賠償する責を負わない。

但し、その滅失又は棄損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める。

附 則

この運送約款は平成18年12月8日より実施する。